

## 第8章

## 水源地域対策

### 1 ダムと水没者対策の始まり

水資源開発を行うためには、ダム・堰といった構造物の設置が必要になり、その構造物の設置により、多くの水没世帯が生じ、そのため特別の対策が必要となる場合がある。

堤高 15m 以上という現在のダムの定義に該当する日本初のダムは、7世紀初め飛鳥時代に灌漑用に造られた大阪府の狭山池(さやまいけ)である。8世紀初頭には香川県の満濃池(まんのういけ)が築造されており、後に空海が修築したことでも知られている。日本初のコンクリートダムである兵庫県の布引(ぬのびぎ)ダム(堤高 33m)が完工したのは、それから千年以上経った明治 33 年(1900 年)であるが、その後徐々に堤高の高い利水ダムが作られるようになり、昭和 6 年(1931 年)には水没世帯が千戸近い東京都の小河内(おごうち)ダム(堤高 149m)の建設が発表された。日本のダムの歴史は長いが、補償などの水没者対策の重大性が認識されたのはこれが初のケースとされている。

昭和 20 年(1945 年)9月の枕崎台風(死者・行方不明者 3,756 人)を始めとして、戦後は 22 年(1947 年)のカスリーン台風、23 年(1948 年)アイオン台風、25 年(1950 年)ジェーン台風と大災害が連続した。一方、経済復興のネックは電力不足とされ、電力ダムの建設の気運が高まった。昭和 26 年(1951 年)の 9 電力会社の発足に続き、翌年電源開発株式会社が設立された。昭和 31 年(1956 年)に佐久間ダムの建設により同社の佐久間発電所が運転開始に至ったが、当時としても異例の速さで補償交渉が妥結した事例である。昭和 32 年(1957 年)には特定多目的ダム法が制定され、治水と発電、上水道、工業用水道等の用途を持つ多目的ダムの建設が本格化することとなった。

昭和 28 年(1953 年)には西日本、特に北部九州を中心に 1,013 人の死者・行方不明者を出す災害が発生した。この災害を受け、筑後川上流域では松原・下釜(しもうけ)ダムの建設が計画されたが、昭和 33 年(1958 年)に熊本県小国(おぐに)町の水没地域住民が下釜ダム反対を表明し、いわゆる「蜂の巣城紛争」が始まった。13 年余りの反対運動の後、昭和 47 年(1972 年)にはダムの完成に至ったが、一連の経緯はダム事業史上の重大事として今日も記憶されている。

これを機に昭和 37 年(1962 年)には、個人所有の土地への一般補償に関し「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」が閣議決定された。翌年、収用交換の際の所得税の特別控除制度が創設され、昭和 42 年(1967 年)には道路等の公共物の補償に関して「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」が閣議決定され、補償の制度は整った。

## 2 水源地域対策特別措置法の制定と改正

### (1) 水源地域対策特別措置法の制定

昭和48年(1973年)にオイルショックが発生した当時、日本全体が列島改造ブームに湧いていた。大都市圏をはじめ地方でも水資源の不足が懸念され、数多くのダム建設計画があった。

建設予定地の大半は過疎化・高齢化が進行中の農山村であったが、水没地域の住民にとってダム建設は土地や家屋等のみならず地域のコミュニティも失わせることを意味し、補償制度が確立された後とはいえ抵抗は強かった。住居移転後の新生活への不安もぬぐえないことに加え、下流地域の住民のみが治水・利水面で受益することに対する犠牲的な感情、不均衡感も高まっていた。

こうした状況を打開しダムの円滑な建設を推進するためには、水没関係者の生活再建を支援するとともに、ダムの建設により著しい影響を受ける水源地域の影響緩和や活性化を図るための各種措置を講じることが不可欠と認識された。その結果、昭和47年(1972年)の衆参両院における附帯決議及び全国知事会の要望を受け、水源地域対策特別措置法(以下「水特法」という。)が、昭和48年(1973年)10月に公布され、翌年4月に施行された。平成22年度末(2010年度末)時点で水特法の適用を受けたダム等は97に上っている。

### (2) 水特法に基づく措置(参考8-2-1~参考8-2-4)

水特法に基づく措置は、水源地域整備計画による整備事業、固定資産税の不均一課税に伴う措置、水源地域の活性化のための措置等で構成されている。

- ① 水特法に基づく水源地域整備計画による整備事業は、ダム及び湖沼水位調節施設の建設による水源地域の基礎条件の著しい変化による影響を緩和し、地域の振興を図るため、土地改良、道路・林道、下水道等の生活環境及び産業基盤等の整備並びにダム貯水池等の水質の汚濁を防止する事業を行う。なお、水没規模が特に大きなダム等の開発事業については補助率の嵩上げがある(第9条)。
- ② 固定資産税の不均一課税に伴う措置は、水源地域内において新增設された製造業及び旅館業の用に供する建物等に係る固定資産税を市町村が減額した場合、当該市町村の税収減額分に対して地方交付税により補填する措置である。
- ③ 水源地域の活性化のための措置を具体化したものとしては、水源地域内において新增設された製造業及び旅館業の機械及び装置、建物等に係る所得税、法人税の特別償却制度が租税特別措置法により講じられている。

### (3) 平成6年(1994年)6月の水特法の一部改正

本改正の第一のポイントは、ダム貯水池の水質汚濁を防止するために必要不可欠とされる事業について、水源地域以外の上流地域においても必要に応じて実施することが可能となったことである(第1条及び第5条)。

第二のポイントは、水源地域内の産業の維持及び誘致による雇用の増進と地域経済の活性化を図ることを目的として、製造業及び旅館業に係る固定資産税を市町村が減額した場合、当該市町村の税収減額分に対して地方交付税による補填措置が講じられたことである(第13条)。

第三のポイントは、国及び地方公共団体は、水源地域の活性化に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないとの努力規定が定められたことである(第14条)。

### (4) 平成6年(1994年)6月の法改正を受けた税制措置の創設

水特法第14条を受けて平成8年度(1996年度)には、水源地域内に立地する製造業及び旅館業の用に供する土地に対する特別土地保有税の非課税措置が創設され(平成16年度(2004年度)廃止)、平成9年度(1997年度)には、水源地域内に立地する製造業及び旅館業の用に供するため新設又は増設された機械及び装置、建物等に係る所得税、法人税の特別償却制度が創設された。

### (5) 平成7年(1995年)6月の水特法施行令の改正

水源地域における高齢化の進行にかんがみ、水源地域整備計画に基づき実施しうる高齢者福祉関連事業の拡充を図るため、水特法施行令の一部を改正し、①老人デイサービスセンター、②高齢者生活福祉センター、③地域福祉センターを対象施設として追加した(施行令第2条)。

### (6) 水特法の適用実績と水源地域整備計画の施行状況

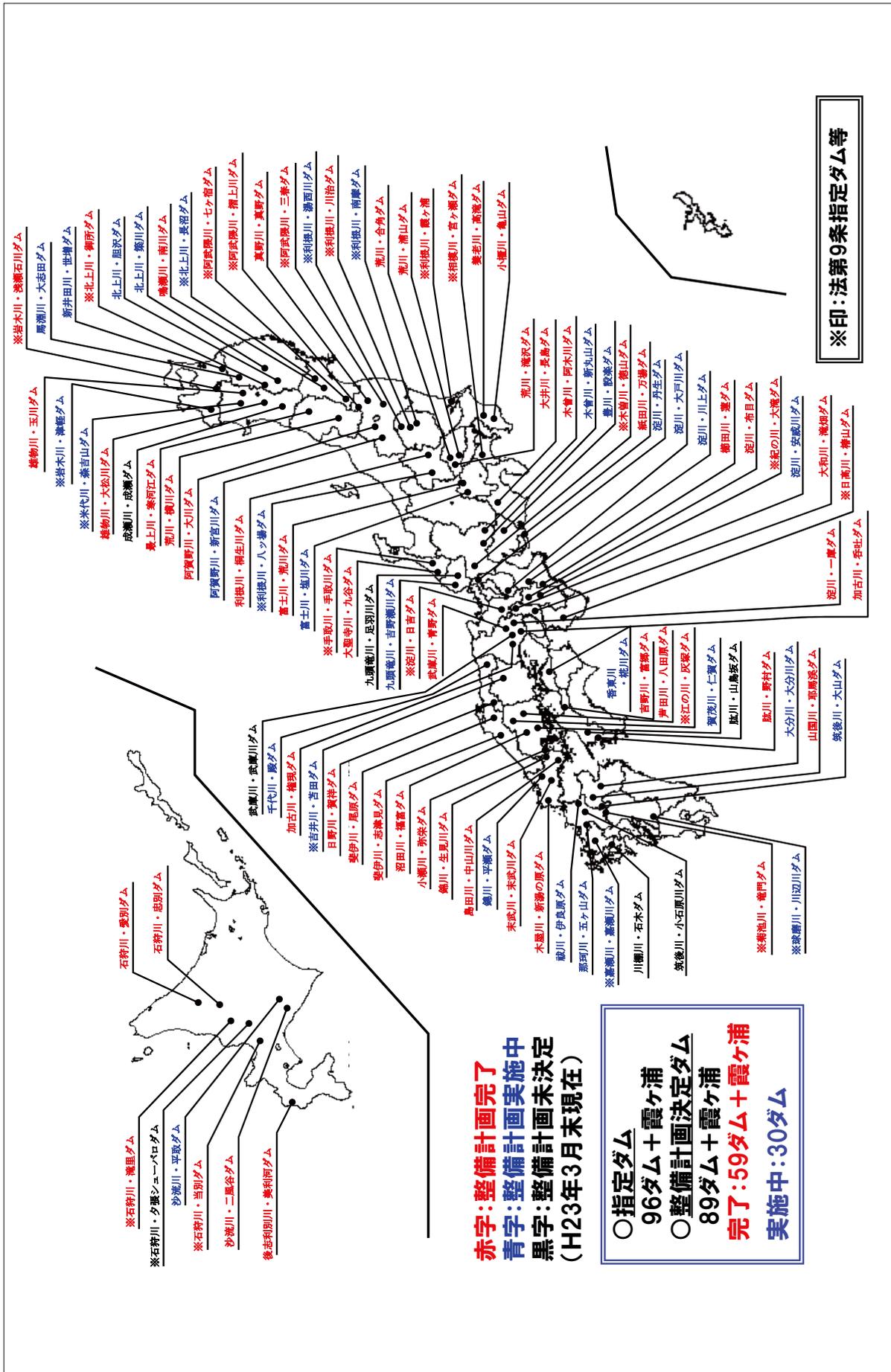
#### ① ダム指定等の状況

昭和49年(1974年)4月の水特法施行以降、平成23年(2011年)3月末までに指定された指定ダム等の数は、96ダム及び1湖沼水位調節施設(霞ヶ浦)の97である。そのうち26ダムと霞ヶ浦が補助率嵩上げの対象となっている。また、指定ダム等の所在道府県は38道府県である(図8-2-1、参考8-2-5)。

#### ② 水源地域の指定及び水源地域整備計画の決定状況

指定ダム等のうち、平成23年(2011年)3月末までに、89ダムと霞ヶ浦について水源地域の指定及び水源地域整備計画の決定がなされており、そのうち26ダムと霞ヶ浦が補助率嵩上げの対象になっている。

図 8-2-1: 水特法指定ダム位置図



### ③ 水源地域整備計画の内容及び進捗状況

水源地域整備計画の内容はダム毎に様々であるが、事業費別では道路と土地改良の割合が大きく、この2つで総事業費の約62%、特に道路は約50%を占める（表8-2-1）。

なお、湖沼水位調節施設として水源地域整備計画による事業を行った霞ヶ浦については、下水道、畜産汚水処理等の水質保全対策を中心に事業を実施した。

平成23年（2011年）3月末で既に60ダム等が完了し、残る30ダムのうち17ダムについては、事業費ベース（補正後）で約75%以上の進捗率となっている（表8-2-2）。

負担者別割合は、国約48%、道府県約28%、市町村約23%、その他約1%である。

表8-2-1：水源地域整備計画総事業費の事業別構成比

整備の目的	事業の種類	構成比 (%)
イ. 水没者の宅地・住居	1. 宅地造成	1.0
	2. 公営住宅	0.5
	小計	(1.5)
ロ. 産業基盤の整備	3. 土地改良	11.8
	4. 林道	5.0
	5. 造林	0.7
	6. 農林水産業共同利用施設	2.2
	小計	(19.7)
ハ. 生活環境の整備	7. 自然公園	0.4
	8. 簡易水道	4.2
	9. 下水道	6.1
	10. 義務教育施設	2.0
	11. 診療所	0.1
	12. 公民館等	1.7
	13. スポーツ・レクリエーション施設	5.8
	14. 保育所等	0.3
	15. 老人福祉施設	0.2
	16. 地域福祉センター	0.1
	17. 有線無線放送	0.1
	18. 消防施設	0.3
	19. 畜産汚水処理施設	0.2
	20. し尿処理施設	0.5
	21. ごみ処理施設	0.4
小計	(22.4)	
ニ. 関連する公共施設の整備	22. 治山	1.3
	23. 治水	5.3
	24. 道路	49.9
	小計	(56.5)
計	(89ダムについて)	100.0

(注) 1. 国土交通省水資源部調べ。四捨五入により合計と一致しない。  
2. 構成比は水源地域整備計画決定時のもの。  
3. 指定湖沼水位調節施設（霞ヶ浦）は含まない。

表8-2-2：水源地域整備計画による事業の進捗状況

完了	75%以上	50%以上 75%未満	50%未満	合計
60	17	7	6	90

(注) 1. 国土交通省水資源部調べ（平成23年3月末現在）。  
2. 数字は該当するダム等の数である。

### 3 水源地域対策のしくみ

水源地域対策には、①ダム事業者による補償、②水特法に基づく措置、③水源地域対策基金による生活再建対策等、④国のソフト施策等の4つの柱があり、相互に補完し合い、総合的な対策が講じられている（図8-3-1、図8-3-2）。

関連施策における国のソフト施策については、大別すると図8-3-3のとおりであり、ひとづくり、まちづくり等様々な面からの支援を行っているが、今後は水源地域の活性化のために、このようなソフト面からの支援がますます重要なものとなってきている。

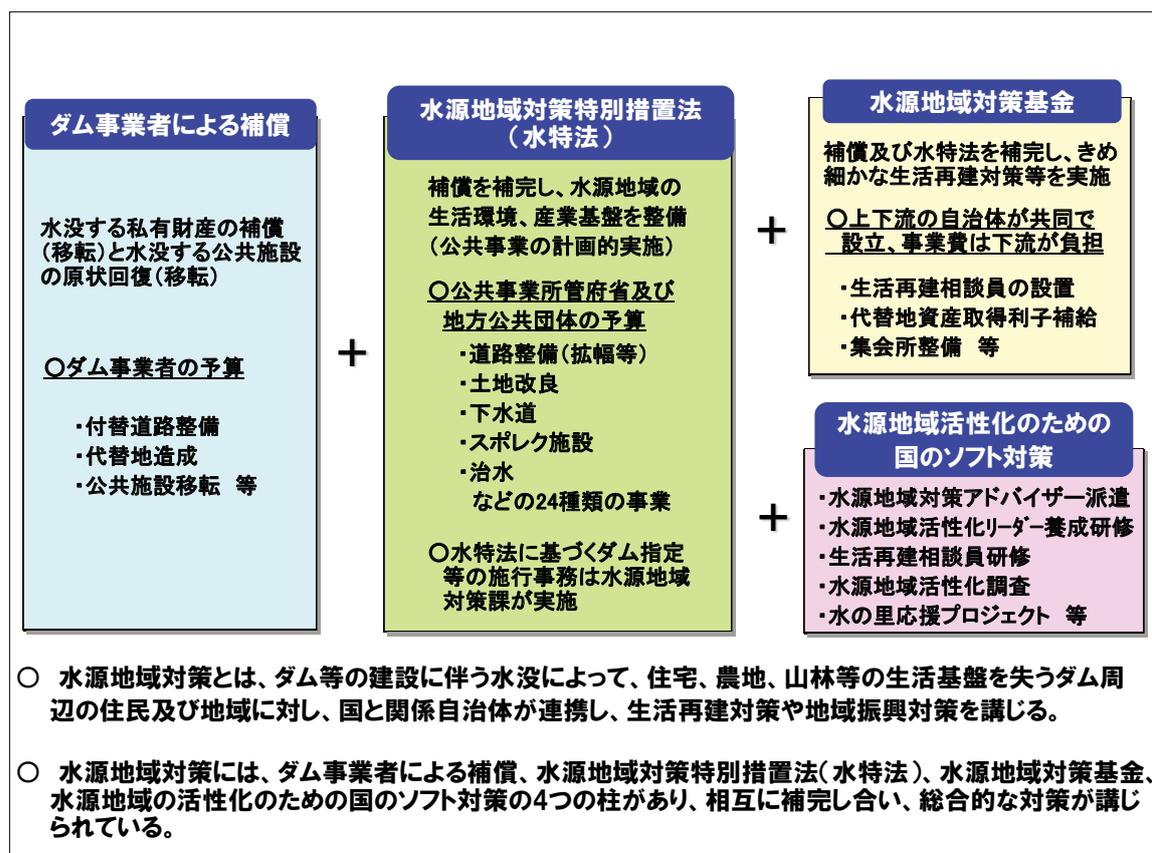


図8-3-1：水源地域対策の全体像



図 8-3-2: ダム建設における水源地域対策

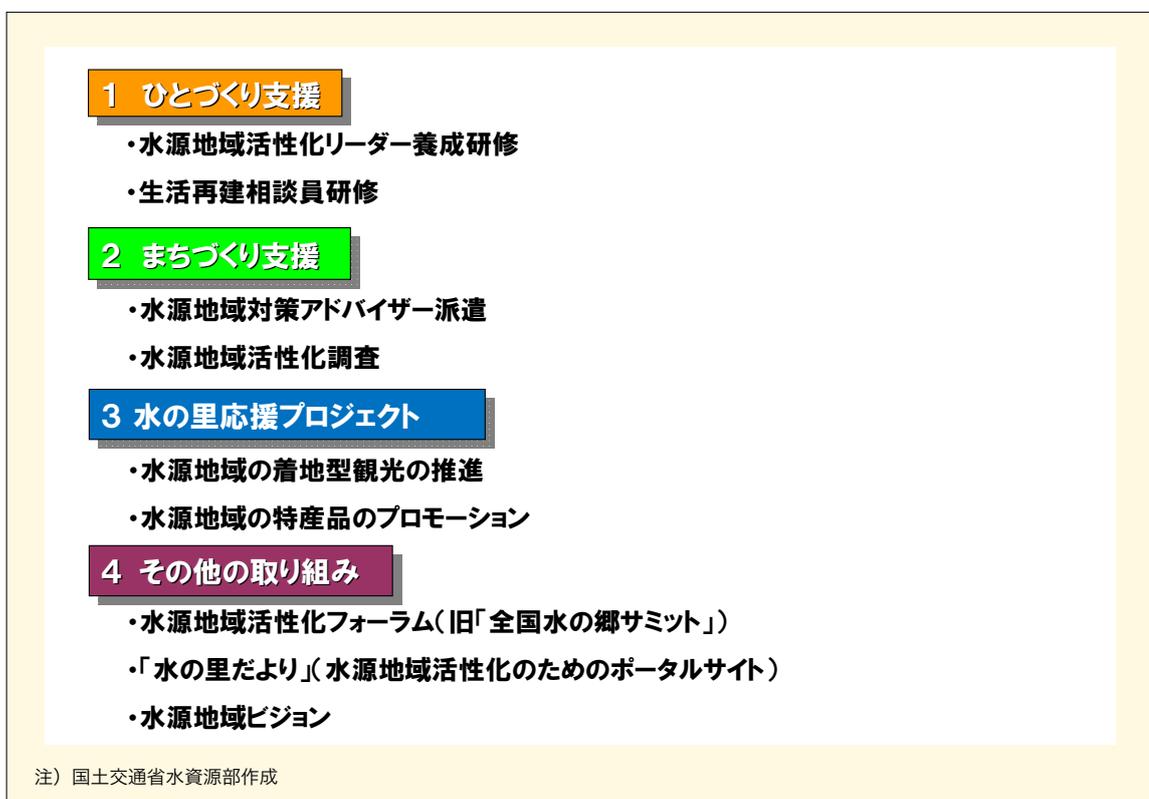


図 8-3-3: 水源地域活性化のための国のソフト施策

#### 4 水源地域対策基金による水源地域対策

水源地域対策基金（以下「基金」という。）は、ダムの治水、利水の受益を受ける下流の地方公共団体等からの負担金を基に上流の水源地域の生活再建・地域振興対策等を行うための仕組みである。水源地域と受益地域の地方公共団体等の合意のもとに、水特法を補完するきめ細かな水源地域対策を推進するため、水源地域と受益地域の関係地方公共団体を構成員とする基金が、昭和51年（1976年）の利根川・荒川水源地域対策基金を始めとして各地で設立されている。

基金には、水資源開発促進法の水資源開発水系（以下「指定水系」という。）に係るもの、複数県域に係るもの、単一県域に係るものの3分類がある（参考8-4-1）。

このうち、指定水系に係る5基金（利根川・荒川、木曾三川、筑後川、吉野川、豊川）及び複数県域に係る矢作川水源基金については、基本基金の造成に対し国が助成を行っている。

基金は、水源地域の市町村が行う主として以下の事業に対し助成を行っている（図8-4-1）。

- ①水没関係住民の生活再建対策（生活再建相談員の設置、代替地等の不動産取得に係る利子補給等）
- ②地域振興対策（集会所整備、生活道路改築等）
- ③ソフト対策支援（上下流連携、地域活動、人材育成等）
- ④水源林整備（水源林の保全のための間伐、作業路新設等）

また、水特法の指定を受けないダムについて、必要な水源地域対策を実施している基金もある。

なお、昭和63年（1988年）7月に、全国水源地域対策基金協議会が設立され、共通の課題について対応を行っている。

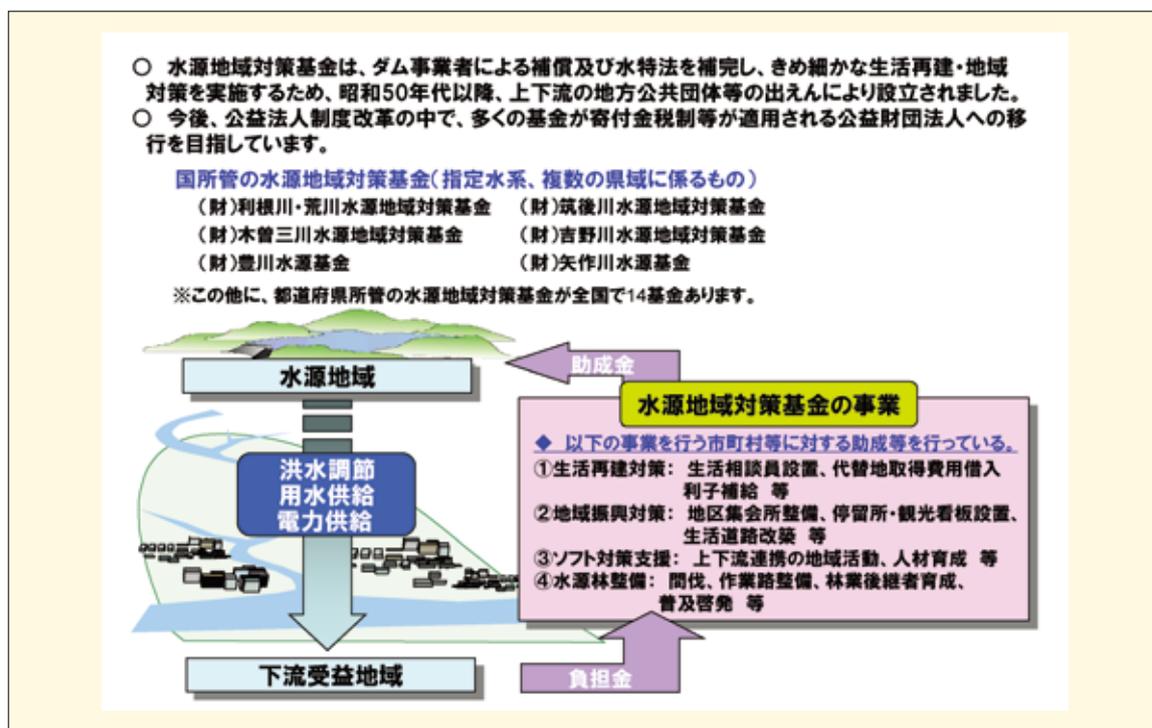


図8-4-1: 水源地域対策基金事業の概要

## 5 水源地域の活性化のための国のソフト施策

水源地域は、水源を支える里として、また、日本のふるさとの原風景を遺す地域として、維持、保全が不可欠であるが、過疎化、高齢化が進む中で、集落、地域社会の疲弊が進んでおり、早急な対策が必要となっている。

水資源の起点としての水源の保全のためには、水源林の整備とともに、水源の山と森とダムを守り、支えている水源地域の活性化が急務であるが、そのためには、これまでのハード整備主体の地域対策に偏ることなく、ひとつづくりやまちづくりといったソフト対策を主体とする息の長い地道な地域対策が求められるようになってきている。

また、水源地域の力のみでは限界があることから、これまで以上に下流の理解と協力に立脚した上下流連携のさらなる強化や上下流一体となった広域的な地域活動に取り組む NPO、大学等との連携、協働なども必要となっている。

### (1) ひとつづくり支援

#### ① 水源地域活性化リーダー養成研修（平成 13 年度～（2001 年度～））

水源地域の保全・自立のためには、水源地域の住民自らが地域活性化に向けて取り組んでいくことが必要であるが、本研修は、水源地域におけるこのような取り組みを促進するため、問題意識及び的確な知見・行動力を有する水源地域を担う地域リーダーの養成を図るものである。

平成 22 年度（2010 年度）は、栃木県湯西川（ゆにしがわ）ダム及び大分県大山（おおやま）ダムにおいて合宿形式による研修を行い、全国から NPO 職員、水資源行政に携わる若手職員らを中心に 15 名の地域リーダーが参加した。

累計では、本研修を 11 回開催し 114 名が修了している。

#### ② 生活再建相談員研修（平成 2 年度～（1990 年度～））

水没関係者にとって生活再建相談員は直接の相談窓口であり、安心感の醸成の上で不可欠な存在である。このため、国土交通省は、生活再建対策の一つとして、生活再建相談員を対象として、水没関係者との対応のノウハウ、補償・税制等の基本的知識、他の地域での生活再建の事例等に関する研修を実施している。

平成 22 年度（2010 年度）の研修は、全国から 6 人の生活再建相談員等が参加して、国土交通省において開催された。

累計では、本研修を 15 回開催し 157 名が修了している。

### (2) まちづくり支援

#### ① 水源地域対策アドバイザー派遣（昭和 63 年度～（1988 年度～））

観光・レクリエーション、農山村振興、産業振興・工業立地、生活再建対策、イベント企画、流域連携の各分野の専門家を現地に派遣している。各アドバイザーは担当地域に出張して、地域の資源、社会的ニーズ、産業基盤の状況等を調査するとともに、地元地方公共団体代表、地元各種団体代表等との意見交換を行い、派遣地域のダム建設後の活性化の方向性や具体的手法、地元推進体制の在り方等について指導、提言を行っている。

平成 22 年度（2010 年度）は、栃木県日光市（湯西川ダム）に観光・レクリエーションのアドバイザー、三重県松阪市（蓮ダム）にイベント企画のアドバイザーを派遣した（表 8-5-1）。

累計では、本事業を延べ 43 市町村において 130 名のアドバイザーを派遣している。

表 8-5-1：平成 22 年度の水源地域対策アドバイザーの派遣概要

■イベントを活用した地域の活性化（三重県松阪市飯高町森地区・蓮ダム）

希望する指導内容	アドバイザー派遣・指導概要
地域の活性化のため、既存の夏まつり等のイベントを行ってきたが、さらに地域活性化につながる効果的なイベントに育てていくための指導を希望。	アドバイザーによる現地調査、地域住民との意見交換を実施し、それらを踏まえて観光客は何を求めて地域を訪れるかに関するノウハウや地域資源を活用した観光客誘致に関する事例を紹介。あらためて地域住民との意見交換を踏まえ、アドバイザーから今後の取り組みの方向性について提言。

■地域振興の核となる施設の運営（栃木県日光市・湯西川ダム）

希望する指導内容	アドバイザー派遣・指導概要
水源地域整備計画により整備した地域産物活用施設で提供する飲食メニュー、サービスづくりについて、指導を希望。	アドバイザーによる現地調査、地域住民との意見交換を実施し、他地域における地域の素材を活かした様々なメニュー、おもてなしの事例を紹介。地域の素材を活かした食のメニューの試食会、地域住民との意見交換を踏まえ、アドバイザーから今後の取り組みの方向性を提言。

② 水源地域活性化調査（昭和 62 年度～（1987 年度～））

本調査は、ダムが所在する水源地域の活性化のための活動の企画・立案・実施（試行）を行い、調査実施後も当該地域において自立的に取り組みが継続していくための種を植え付けることを目的として実施している。

平成 22 年度（2010 年度）は、北海道夕張市（夕張スーパーダム）、宮城県登米市（長沼ダム）、栃木県日光市（湯西川ダム）、埼玉県秩父市（滝沢ダム）、鳥取県鳥取市（殿ダム）、佐賀県佐賀市（嘉瀬川ダム）、佐賀県吉野ヶ里町（五ヶ山ダム）において実施した（表 8-5-2）。

累計では、本調査を 57 箇所で開催している。

表 8-5-2：平成 22 年度水源地域活性化調査 実施概要

水源地域	ダム名	実施主体	概要
北海道 夕張市	夕張スーパーダム	NPO法人 ゆうばりファンタ	旧産炭地である夕張の往時の面影を記録した貴重な映像の発掘、編集を行い、水源地域の各集落を対象にした“ゆうばり名産キャラバン”を実施。
宮城県 登米市	長沼ダム	公立大学法人宮城大学	水特事業で整備した長沼フォートピア公園を活用したイベント「里沼感謝祭」や、伊豆沼等のラムサール条約登録地を活かしたモニターツアーを大学と地域の連携により実施。
栃木県 日光市	湯西川ダム	ビジターセンター管理組合	湯西川温泉地区において、観光資源の掘り起こしや観光マップ作成を地元大学と共同で実施するとともに、ホームページの立ち上げ、QRコード付き観光案内板の整備等も合わせて実施。特産品分野では、B級グルメの新メニュー開発（“Y-1グランプリ”の実施）や大手百貨店と連携した地元特産品の販路拡大等にも取り組んだ。
埼玉県 秩父市	滝沢ダム	NPO法人森	ダム事業の廃トンネルを活用した“熟成焼酎”の開発や森林療法を活用した「脳のストレス解消ツアー」の開発に東京農大、東邦大医学部、JTB等と連携して取り組むとともに、水特事業で整備した秩父サイクルパークの機能拡充、トレイルラン認定コースの設定、BMX（モトクロス自転車）の国際大会の企画準備等を行った。
鳥取県 鳥取市	殿ダム	NPO法人 ラーバンマネジメント	鳥取市の市街地（遷喬地区）と過疎化・高齢化が著しい水源地域（成器地区）の“老人世代”による上下流交流に取り組んだ。水源地域の農産物等を鳥取市街地で販売する「土曜朝市」の立ち上げや両地域の伝統技術や生活文化についての「交流展」の相互開催等を実施。
佐賀県 佐賀市	嘉瀬川ダム	(株)よかネット	古湯温泉と地元農家の連携による特産品の開発や宅配事業の立ち上げ等に取り組み、福岡圏、首都圏をターゲットとしたプロモーション等を実施。あわせて、「古湯温泉朝市」を旅館の女将さんとともに実施するなど、温泉街の魅力度アップにも取り組んだ。
佐賀県 吉野ヶ里町	五ヶ山ダム	ツルカメO&E(株)	“日本茶発祥の地”など東背振地域の隠れた魅力を活かした着地型旅行商品の開発・試行やかつて県主催で行われていた“菜の花ウォーク”の復活等に、地域住民が地元の企業（大塚製薬、農協観光等）、行政（吉野ヶ里町、福岡市水道局等）、大学と共に取り組んだ。

## (3) 水の里応援プロジェクト（平成21年度～（2009年度～））

水源地域を保全し、自立を支援していくためには、住民の生活の糧となる地域の製品の販売促進や観光客の誘致が必要であるが、多くの地域においては、人材やノウハウ、資金等が十分ではないため、地域の魅力を売り出すブランドづくりやプロモーション面で思うような取り組みが出来ていない実情がある。このため、水源地域の観光・特産品の魅力を全国の市場に伝え、訴求するための全国レベルのプロモーションを「水の里応援プロジェクト」として実施している。昨年度は以下の取り組みを実施した。〈トピック10参照〉

- ① 観光に関するプロモーションの取り組みとして、「“水のめぐみ”とふれあう水の里の旅コンテスト2011」を実施（表8-5-3）。
- ② 特産品に関するプロモーションの取り組みとして、全国の水源地域における特産品に関する情報収集調査を実施し、都市部への販路拡大に向けた物産展等を食品流通業界と共同で実施。
- ③ シンボルマークの決定
- ④ 水の里応援プロジェクトホームページの開設

表8-5-3：“水のめぐみ”とふれあう水の里の旅のコンテスト2011の受賞者等一覧

賞	受賞者	観光地域	受賞企画のタイトル
大賞	信州大学ー大町市 地域ブランド共同研究プロジェクト	長野県大町市	めぐり！信州大町 うるおいの二日間
優秀賞	湖西夢ふるさとワイワイ倶楽部実行委員会	滋賀県高島市	新竹取物語と“三尺の泉”／安曇川の恵み！ 安曇川源流 プナの森から琵琶湖への里山体感ツアー
	朝倉市農林商工部ダム対策室	福岡県朝倉市	「古処山系の水源地を訪ねて、水が育んだ歴史と文化と緑にふれる旅」
	南阿蘇村旅案内人協会	熊本県南阿蘇村	湧水の里と白川の絶景を歩く。 親子で遊ぶ水の旅、水の恵みと癒しの旅、水の力と経済力
特別賞	東川町観光協会	北海道東川町	ひがしかわDE水みずしいゆとり旅 ～「水の町」×「写真の町」にしかできない思い出写真づくり体験ツアー～
	・おもてなしプラザ運営協議会 (岩手県盛岡市) ・美郷町商工会青年部 (秋田県美郷町)	岩手県盛岡市、 秋田県美郷町	岩手と秋田の水の里に歴史のドラマと水の物語を訪ねる旅 ――サケが遡上する川のまち盛岡&百清水の湧水群がある美郷町六郷――
	日光アクアツーリズム協議会	栃木県日光市	「日光アクアツーリズム」/日光 水の回廊めぐり
日帰旅行賞	公立大学法人 宮城大学	宮城県登米市	『里沼SATONUMA 感謝祭in長沼』 ～秋の長沼と周辺の紅葉、ゆったり船を浮かべ、長沼の美りを味わう水の旅～
	大阪商業大学経済学部原田ゼミナール	保津川(桂川) 亀岡市～京都市	～冬の温もり、保津川下り～ ー保津川のめぐみを身体で感じるー

#### (4) その他の取組み

##### ① 水源地域活性化フォーラム（旧全国水の郷サミット）

国土交通省では、水環境保全の重要性について広く国民にPRし、水を守り、水を活かした地域づくりを推進するため、平成6・7年度（1994・1995年度）に「水の郷百選」として全国107地域を認定し、これらの水の郷認定市町村からの情報発信の場として、平成7年度（1995年度）から「全国水の郷サミット」を開催している（参考8-5-1、参考8-5-2）。

今後は水源地域の活性化に携わる方々や関係者（自治体職員、NPO等関係団体、コンサルタント等）を対象により実務家向けの内容とし「水源地域活性化フォーラム」を開催する予定である。

水の郷市町村の概要やサミットの結果等については、国土交通省のホームページの「水の郷百選」のコーナーに掲載されている。

(<http://www.mlit.go.jp/tochimizushigen/mizsei/mizusato/index.htm>)

##### ② 「水の里だより」（水源地域活性化のためのポータルサイト）

全国の水源地域からの旬の情報を発信するために、国土交通省土地・水資源局水資源部ホームページに「水の里だより」を開設しており、新たに「水の里応援プロジェクト」のコンテンツを追加している。水源地域活性化に向けたツールとして活用していく。

##### ③ 水源地域ビジョン

21世紀のダム事業・ダム管理においては、水源地域の自立的、持続的な活性化を図り、水循環等に果たす水源地域の機能を維持するとともに、自然豊かな水辺環境や伝統的な文化資産等を国民が広く利用できるよう、ハード、ソフト両面の総合的な整備を実施し、バランスのとれた流域の発展を図ることが期待されている。

このため、平成13年度（2001年度）から国土交通省所管の直轄ダム及び独立行政法人水資源機構のダムについて、ダムごとに、水源地域の自治体等と共同でダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化のための行動計画「水源地域ビジョン」を策定・推進している（図8-5-1）。

水源地域ビジョンでは、ダム湖周辺の豊かな水辺と緑を活かした公園整備等地域の特色とダムを活かした連携によるハード整備・ソフト対策や水を軸にした地域間交流、地場産業の振興、豊かな自然・文化の提供等を行うこととしている。

これまでに全国の115ダムにおいて水源地域ビジョンの策定作業または推進が図られており、平成23年（2011年）3月末時点で108のダムにおいて策定されている（図8-5-2）。



トピック  
10

## 水の里応援プロジェクト

水資源の起点である水源地域の保全、活性化のため水源地域の特産品や観光資源を全国の市場に伝え、訴求する「水の里応援プロジェクト」を国土交通省水資源部と観光業界、流通業界が共同で実施しています。

### ○水源地域の特産品のプロモーション

水の里ならではの魅力を活かした特産品の都市部への販路拡大に国土交通省水資源部と食品流通業界が共同で取り組んでいます。全国のバイヤー等を対象にした物産展の実施等のプロモーション活動を展開し、水の里の地域活性化を応援していきます。



フードコンベンション2010でのプロモーションの様子  
(会場：さいたまスーパーアリーナ)

### ○水の里応援プロジェクトシンボルマーク

水の里応援プロジェクトの広報や水の里の特産品、着地型観光のプロモーションを目的としたシンボルマークのデザインを募集し下記のマークに決定しました。



### ○水の里応援プロジェクトホームページ

水源地域活性化のツールとして、水源地域の特産品や着地型観光の情報を掲載したコンテンツを新たに追加する予定です。

